

令和 4 年度

第 12 回 高森町農業委員会 議事録

令和 5 年 3 月 22 日(水)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：上沼／専門員：松村

4 会議への附議事項

- 議案第 39 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知 (報告案件)
- 議案第 40 号) 農地法第 3 条の許可申請 (審議)
- 議案第 41 号) 農地法第 4 条第 1 項の許可申請 (審議)
- 議案第 42 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請 (審議)
- 議案第 43 号) 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (3 月分) (審議)

5 議事内容

議 長 　ただ今から第 12 回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前 9 時 24 分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、6 番及び 7 番をお願いします。

それでは、議案第 39 号、農地法第 18 条第 6 項報告は報告事項であります。事務局をお願いします。

事務局 　今回は 5 件ございます。

1 番・2 番は対になる契約になっています。5 件、ご確認いただければと思います。

議 長 　報告事項になりますので、ご質問無ければ次に進みます。

はい、では続きまして議案第 40 号、農地法第 3 条の許可申請につきまして 15 番をお願いします。

15 番 　はい。譲渡人は東京の T さん、譲受人は下市田の F さんです。場所は下市田の JA みなみ信州資材センターの西側に田んぼ 2 枚あるところです。2 枚で面積が 1705 m²です。T さんが高齢になり作付けができなくなり、以前から F さんが作っていた田んぼ 2 枚を買ってくれないか、というご相談があり、今回このような形になったということです。購入価格は両方で 150 万位と伺っています。よろしくをお願いします。

議 長 　はい、ご質問ありましたらお願いします。

無いようですので決をとりたいと思います。可とされる方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員一致で可とします。

続きまして議案第 41 号の 1 番、この件は議案 42 号の 2 番と一体となっていますので、一緒に説明したいと思います。担当は私（14 番）ですが、当事者の 11 番がいらっしゃるので、ご説明をお願いしたいと思います。

11 番 　はい。お願いします。議案第 41 号の 1 番（農地法 4 条）と隣接している議案第 42 号の 2 番（農地法第 5 条）ですので、一緒に説明させていただきます。地図は 41-1 を見ていただきたいと思います。まず 4 条の方は進入路として、且つ駐車場にしたいということでもあります。農振除外はできております。【地番-3】は K さんの土地ですが、先々代がなかなか売ってくれないということがあ

りましたが、二代変わり、こちらの使い勝手が悪いのでお願いしましたところ、話ができました。農振除外も1月に済み、駐車場ということで話ができました。坪で5,000円くらいということで話ができています。以上です。

議長 ありがとうございます。
先々代というお話ありましたが、追認といえますか、このような改めて申請を出されるケースがあります。ご協議いただきたいと思います。

ご質問ありましたらお願いします。
無ければ決をとります。

(11 番退室)

議案番号 41 号-1、42 号-2 を可とされる方、挙手をお願いします。

(11 番入室)

全員一致で可とします。
ありがとうございます。

続きまして議案第 42 号議案番号 1 番を、9 番お願いします。

9 番 はい。譲受人が KN さんと MN さん、譲渡人は N さんです。吉田【地番-1】300 m²、所有権の移転となります。場所は地図をご覧ください。地図の真ん中あたりに左右に通っているのが中央線になります。わかりにくいのですが、地図の N さんの名前があるところが吉田区民会館になります。吉田区民会館から中央線に下った辻の角の場所になりますのでよろしくお願いします。公図をご覧くださいと思います。申請地は農振除外地であったため、2 枚、農地台帳の申請となっていますのでよろしくお願いします。西側と南側に畑があり、ここは柿畑になっていますが、低樹木で面積も申請地と同じ 3 畝ずつ。農薬については防薬ネット等で農薬がかからないような体制をとっていただくということです。隣接農地の方の協定書もいただいており、区長さんの認可も受けていますのであわせてお願いします。続きまして「A ホーム」さんの建設予定図をご覧くださいと思います。車が 3 台止まっている側が吉田区民会館から中央線に下りてくる道になり、そこに町の公共下水道が通っていますので、そこに生活排水は繋ぐようになります。地図の上側が中央線になりまして、そこに側溝がありますので雨水の関係はそこに流水します。坪単価は 5 万 2 千円です。ご審議お願いします。

議長 ご質問ありましたらお願いします。
無いようですので決をとります。

可とされる方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。

全員一致で可とします。

続きまして議案番号3番を1番をお願いします。

- 1 番 はい。図面の42-3を見ていただくとわかるのですが、上市田東の信号を飯田方面に来たすぐのところです。(元みつば保育園の計画地だったところ)譲渡人はTさん、譲受人は日本K教団T教会の代表役員Iさんです。土地は2966㎡です。隣接耕作者は譲渡人のTさんですので、申請者のみで日照通風薬剤散布等の同意及び転作・転用の協定等につきましては問題ありません。また雨水は配置図に載っていますが、農振の時は水路に流すということにしていたのですが、7か所の自己敷地内で地下浸透を行うということになっています。それについては計算書の中にあります。生活排水は下水道です。上市田活性化委員会を開き協議しました。教会からは農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設、集会施設と牧師館の住宅との説明を受けましたけれども、上市田地区としましては集会施設の必要性はとくにありません、ということです。第一、教会や住宅関係施設ができるかの公的判断は上市田活性化委員会ではできない、農地転用に関わる地区代表者および水利委員の同意にあたり皆様のお手元にお配りした資料1の条件を付しております。その際、活性化委員会の席において上市田区長からも誤解のないように事業者に申し上げたところです。上市田地区として公的に問題のない地域、例えば第1種でなく第2種とかそういう土地において教会が宗教活動を行うことは何ら問題ありませんし、反対することは無いということは区を代表して申し上げます。ですから、教会自体に反対というものではありません。したがって地権者代表者・水利権者の同意書の意見ということでは第1種の土地には懸念があるので、十分な厳正な審議をお願いしたいということの条件になっています。この条件を踏まえまして地区担当の農業委員としては農地法第5条3項の規定により準用する第4条3項の規定により町長に対し農業委員会として我々が賛否をとります。問題があった場合には問題を指摘するわけですが。(お配りした資料の)2のほうになります。「意見」を「案」として付すことを提案したいと思います。なお意見を付すにあたり第5条3項の規定により準用する、を第4条5項の規定により農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する農業委員会ネットワーク機構、通称「都道府県機構」に意見を求めることも併せて提案したいと思います。つまり、長野市の大木島の公園の話ではないですが、区としては、疑問があるならば踏むべき手続きを全部踏んで、その上で町長に判断をお願いしたいという意味です。資料2は分かりにくいので説明させていただきますが、ハンドブックを見ていただければわかります。第一は「町や自治区が必要とせず、教会の付帯施設にすぎない会議室を事業者のみが主張している状況で、農地法施行規則第33条第1項第3号の『農業従事者のための良好な生活環境を確保するための施設』

である集会施設として客観的かつ合理的に判断するには懸念がある。」つまりこの中に例示で「農業従事者のための良好な生活環境を確保するための施設」ということで「集会施設」とか「農業広場」であるとか「農業公園」といったものが挙がっています。第二は「当該事例又は類似事例が長野県内及び全国において、不許可の例外として認められた事例があるか調査を行い、その結果を審査に配慮するとともに農業委員会にも示されたい。」と。つまりこれが全国初の事例なのか、長野県初の事例なのか、通常裁判でも疑念があれば判例を調べますし、都道府県等で初めての事例であれば近県の状況を調べたりするはずなので、これもお願いしたいということです。第三、「教会の会議室が規則 33 条第 1 項第 3 号の『集会施設』と判断される場合であっても、同条第 33 条第 1 項括弧書きの規定では『第 1 種農地又は甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的が達成できないと認められる場合に限る』とある。つまり 33 条の本文にも限定されているわけです。それがここに載っています。周辺 100m 以内に 2 種農地、つまり（今回のケースでは）松川側の農地、こちらは 2 種農地ですね。これが存在している状況で国の運用通知から判断して不許可の例外規定は適用できないのではないかと考えます、という意見です。『国の運用通知』は（お配りした資料の）下に記載してあります。事業計画書は（議案書の資料の）最後にありますが、不十分な点があり、4 回書き直されており、3 月 3 日に申請があった時に、この事業計画が教会付属の農業従事者が 15 名いて飯田市・広域にわたる農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設としての機能を兼ねる、という言い分だったのですが、これはどういうことなのか、不十分ではないか、という指摘をしました。その結果、活性化委員会が 3 月 12 日に行われましたが、当日、特に我々に説明もなく、つまりその前の 10 日かな？活性化委員会の日が間近に迫っているのに何ら説明に来ないので、私が連絡したところ、12 日に差し替えられました。その差し替えられた内容というのが、3 日の時の「農業従事者 15 名」とか「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設としての機能を兼ねる」というところを削除して、「周辺の皆様、広域的な皆様に活用する」というような抽象的な文言になっています。かなり質問したのですが、はっきりとしたものが出ていませんでした。そうしたところ、条件付きで同意書を出したものですから、3 月 16 日の許可申請の提出にあたり、3 回目の事業計画の差し替えがありました。ここでは上市田（活性化委員会）で説明した「広域的」というところよりも 3 月 3 日に入っていた「農業従事者 15 名」とか「飯田広域にわたる農業従事者」という言葉がまた復活しております。プラスしてそこ（資料）にある写真ですね。「事業例」というのが追加されました。それでまた 3 月 20 日、4 回目の事業計画の差し替えがあります。ということで、事業計画そのものがどんどん変わってってそのまま現在に至る、ということです。この中で内容は先ほど言ったように会議室、農業従事者のための集会施設かどうかは別として、事業例は本文を補完するつもりで追加したものである、ということですが、教会の一般的な布教活動の写真を加えたものにすぎず、農業従事者の集会とは何ら関係のないものです。特に農産物が表記されていますが、何を言わんとしているのか全く不明です。

一番問題なのは、本来アピールすべき喬木村や JA、南信州農業試験場等の農業関連団体の協力で実施した事例が全くありません。事業計画ではそれをやっていくといいます。つまり、過去にそういった事例は全く無く、事業計画本文の記述に信頼性ないことを逆に証明してしまっていると思われます。写真ではやってきたかのようにっていますが、これは単なる宗教活動の一環であり、今までやったことのないことを計画書に書いてしまっている。本来であればもっと強調すべき高森町との関係も特に明記していません。農業に熱心であれば高森町と話を進めていくべき話なのですが…。そんな事で、一番最後に追加された事業計画書は疑念が十分ある、ということです。皆様にお諮りしたいのは上市田の条件を踏まえて（お配りした資料）2に書いてあるような町長への意見を述べたいと考えています。

以上です。すみません、長々と…。

議長 はい。法律には詳しくありませんが、ここで許可か不許可を判断するについてのご意見ですよね？

1 番 農業委員会で OK を出すには問題があるかと思しますので、十分調べていただきたいので、農業委員会としては「都道府県ネットワーク」に意見を聞くことだと思います。3000 m²以上だと必ず聞かなければいけません、今回は 3000 m²を下回るケース。ただし第3項で、それ以外でも必要であれば意見を聞くことができる、となっています。ですからとるべき処置をとったうえで判断する、ということだと思います。我々も法律の専門家ではありません、(議案書に)十分な資料もついていませんし、上市田の活性化委員会で町から来て説明もありましたけれど、法的根拠の具体的な説明はございませんでした。そういったことから敢えて調べて…一応区としてそういう条件を付せられているので、区の農業委員として今回説明するにあたって我々も判断ができないので都道府県機構に聞いた上でこういう懸念があるということを、意見として町長に出したらどうか、ということです。

事務局 補足ではありませんが、状況の説明をさせていただきます。

先日、上市田活性化委員会の出席させていただき本件につきまして説明させていただきました。その折にご説明させていただいたのは、繰り返しになりますが農地法施行規則 33 条 1 項第 3 号に定められるものは「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」であるかどうか、許可の例外として認められるものとして挙げられております。これはあくまで「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」であってそれが何であるかは施行規則には明記されておりません。ご紹介いただきましたように、その例示として「集会施設」ですとかそういったものが与えられているわけです。一方でその例示の中で引用いただきました「(農林水産省経営局長・農村振興) 局長通知」、『農地法の運用について』の制定について、といったものがございしますが、ここでは「申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の農地、第2種農

地や第3種農地があるか否か」ということにあてはまる必要があるということとただ今ご指摘をいただいているところでもあります。私どもがご説明させていただきましたのは、同じ通知におきまして、許可の基準として挙げられていますがその中には申請に係る農地、農業施設、農畜産…ということがありまして、振興に資する施設として次に掲げるもの、ということで例示がいくつか挙げられているわけでもあります。その中の一つに「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」といったものが改めて掲げられております。それは特に集荷施設を指定するものではございませんし、事業の目的が「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に合致するか、という判断になっているということとでございます。またそこには合わせて「農業従事者の生活環境を改善する」という、「生活環境を確保する施設」とは「農業従事者の生活環境を改善するだけではなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業振興に資するものであり」ということで触れられております。この事業計画でも触れられていますのは、この施設はこの地域全体の…地域というのはあくまでも上市田区だけでなく、また高森町だけでもなく、飯田下伊那の中で一定の方々ではありますが、この方々の安寧のために置かれてきた施設であったと考えました。その中には少なからず農家の方もあれば、お勤めの方もあれば、事業者の方もあろうかと。そういった皆様の生活環境はどうか、ということは特定はいたし兼ねますが、その一部としては役割を果たしてきたということは間違いのないと思います。この本件の申請事業としましては、集会施設の建設、ではなく、一つは牧師さんのお住まいと、その皆さんが集まって礼拝をし、その皆さんが会話をする会議室を含んだ礼拝堂の建設ということになっています。その一定の役割を果たしてきたということの証左として地域の皆様とこういう交流をしてきたんだよ、というようなことの資料が今回、添付されていたと考えています。ま、決してそこで宗教団体が地域の皆様と、例えばバザーをやったりお年寄りと交流したりや地域の子供たちと行事を行う、これが布教活動といえ、根源、どこかの究極の根源にはあるかもしれませんが、そこで宗教の勧誘活動を行っているわけではなく、純粋に地域の中の一員として交流したい、といった面は少なからずあるんじゃないか、と考えます。確かにそこでこういう教えの本やリーフレットが配られて説明されるとか、写真を見た限りではそういうことではないのではないかと受け止めています。ですのでたしかにこれが純粋に「農業従事者の生活環境に資する施設」と直結して言えるものではないかもしれません。選果場であったり、選果室であったり、農家の皆さんがいろいろ相談するためのいわゆる昔の生活改善センターができたりしましたけれども、そういったものではないかもしれません。ただ、この地域の中で役割を果たしてきた一面があることは斟酌してもいいのではないかと、いう風に考えています。ただこの施設は旧来は喬木村の中で適地を探すなかではできなかった、できるだけ近いところで探してきたけれどもそこで当てはまる場所がない、ということで当該地に計画を進めてきた、と聞いています。そもそも転居せざるを得なかった理由が、公共事業・リニア中央新幹線によるもの。そこでこの地域の生活環境、薄いかもかもしれませんが、大きい一端を担う施設を失わせるの

ではなく、どこかに確保しなければならなければならないと考えるわけです。そういったことも考えまして、活性化委員会ではご説明をさせていただきました、地域の皆様としては施設自体に問題があるわけではない、ということをご確認いただいて、ご同意いただいた、と先ほど1番委員よりご説明いただきました。施設云々というよりは農地法、法律の運用・判断が適切かどうか、がきちんとして説明できなければいけないのではないか、ということをご指摘いただいていると思います。ですので、施設の建物の計画や、その施設が来ることについては地域の皆様にはご同意いただいている、ただ農地をそれに使うことについては委員会の皆様にご判断いただく、その判断にあたって十分な資料が無いというご指摘をいただいていることかと思っておりますので、そのあたりも含めて皆様のご意見を頂戴して今後の調査なり照会なりをさせていただきたいと思っております。

- 1 番 農業委員会で結論付けるつもりは全くないし、農業委員会でいいという話ではないですね。ただしこれは「羈束行為」です。つまり町長に裁量を任せる、ということではないんです。だからリニアのため移転だから大変どうのこうのという話では全くないんです。法律に定められた農業従事者のための施設かどうか、ということなんです。それは先ほどの33条、皆さんに言ったように載っています。皆さんのハンドブックにも例示として集会施設というのが載せられています。この運用通知の解説として、です。ですから教会活動を広くとらえて、という話では全然ないのではないかと、この前の活性化委員会でも問題になりました。ですからやはり羈束行為として法律のどこに該当するのか、ということですね。今の（事務局の）お話は非常に町長の許可の裁量・判断をとらえた形になっています。農業委員会ではいつもここで決をとっていますが、法律的には意見を、つまりいいという意見を出すだけの話。ここ（農業委員会）は決定権があるわけではなく、最終的には町長が決定する。ですから意見としてこういう疑問があるわけだから、その疑問について「都道府県ネットワーク」も含めて検討いただいてやるべき、ということです。特に今回、（議案書の）資料にいつもだったら付いている解釈集が付いていない。そういう中で農業委員会で提案して判断するという話だったので、今回資料をお付けしたということです。ちなみに先ほどの（事務局の）お話で（教会の）農業従事者15名の方がいらっしゃるということですが、高森町の方だけではないと言っても、最低でも地区の人たちが必要かどうかということがあって然るべきかな、と思います。つまり松川、大鹿、飯田の広域にいる方が集まる形の15名の方が高森町の農地の解除の条件というのは、あまりにも不合理ではないかと考えます。ちなみに、区長ははっきりと、陣屋区民会館がすぐそこにあるので全く必要ないと言ってますし、100m～150mにある農業従事者といったら地権者のTさんと、住民説明には回っていませんが、川を挟んだ下市田の農地に2名の専業農家の方がいますが、（以前別の施設の建設予定があった件も踏まえ）後々問題になった時に困るな、ということで区としてもちゃんと法的に正しい判断をしていただきたいということです。それを受けて私の方で（議題に）出すわけで

すが、農業委員会でOKですよ、と諸手を挙げて進めるには疑問があるので、意見を町長に出しましょう、ということ。ただこの意見を出すに当たっては「都道府県機構」のほうにも聞いて…「都道府県機構」は全国の事例がわかりますから。つまり全国初の事例になれば、それが今後スタンダードになるわけです。だからそういうことで、きちんと法律に則った判断をするためにこういう意見を出したい、ということです。

議 長 事務局長、ネットワーク（都道府県機構）の意見を求める手続きは？

事務局長 いえ、本日初めてお聞きしましたので。必要ということであれば。

議 長 委員の皆さんのご意見をお願いしたいと思います。
今、事務局長の話と1番から具体的なお話ありましたが、地域の活性化という観点から考えるのも一つの高森町の発展にもなるのでそのあたりよく考えていただきたいのと、1番が仰ったような、法律的な観点で農業委員会として許可した場合の後々の事例になるということもありますし、どちらをどうするか、皆さんのお考えもありますので、採決をとりたいと思います。

1 番 もう一つ、補足お願いします。
高森の活性化になるかどうかについて、町として必要なのか、と上市田活性化委員会でお聞きしましたが、町からの返答はありませんでした。ですから町が必要としているわけではないということ。それから上市田の信号の東側の農地は（今は別地に建設された）C社の建物できましたが、あの候補地として当時町が推薦した農地で、その所有者Kさんの農地はもう不在農地です。今は上市田S会が頼まれて管理しています。この所有者Kさんは親子で役場に来て、うちの土地をどうか活用してほしいと、土下座までして再三頼みました。C社の時にも推薦した（くらいなの）にも関わらず、なぜ今回のこの（当該）土地になったのか。これは今回の結論にはなりません、先ほどの事務局長のお話では集会施設ではなく全体に礼拝堂としてとらえる、ということでしたが法律で定められた羈束行為であるにも関わらずかなり拡大解釈したものと捉えられます。

議 長 今、事務局が言っているのは、そういう施設ができることによって、町長が言っている、関連人口が増える、という可能性を考えての活性化になる、と言ったつもりかと思います。
そんな感じですので、皆さん、ざっくばらんに意見を出していただければと思います。

意見でなく質問ですが、今ある喬木村の施設の規模、大きさと今回高森の予定とはどのくらい差があるのですか？

事務局長 （上市田）活性化委員会の際に事業者から説明があった時には、ほぼ同等、という言い方で、やや大きくなっているという形かと思います。それは牧師館のほうはほぼ同等だけれども、駐車場の確保であったり、礼拝堂の会議室がやや大きくなっているということです。

議 長 わかりました。

（13 番挙手）

議 長 13 番どうぞ

13 番 はい。疑義があるのならそれははっきりとさせて進めるべきだと思いますので、保留にして町のほうから農業委員会に文書で回答いただいて地域の代表者にも戻して、同意はしたけれども指摘がされているならもう一度、いいよと言われたのを受けてからにさせていただいた方がよろしいかと思います。

議 長 はい。他に。

（10 番挙手）

10 番どうぞ。

10 番 はい、33 条の 1 項 3 号の「農業従事者のための…」というところで、農業従事者が例えば信者の中に一人でも二人でも居れば、「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」にはならないのですか？また「会議室」というのも名前を変えればいいとか…苦心して事業計画を作ったと思うのですが、農業従事者の人数の規定はないんですね。一人でも二人でも居ればいい、という考え方でもできると思うのですが。これがクリアできればいいのですよね？

事務局長 法律が具体的な規定は全て網羅しませんので、判断というところで疑義が生じてしまいますけれども、現実にはこの教会に通われている高森の方はいらっしゃるからお聞きしています。ご家族で喬木の礼拝堂に通われている方がいることは間違ありません。高森町民の人数までは把握していませんが、いらっしゃるということです。それから 33 条 1 項 3 号の「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」として例示されているものは、具体的に、今話題になっています「集会施設」、「農村公園」「農村広場」「上下水道施設」等が該当すると解説されています。集会施設にあたるばかりではない、というところはぜひ…。そこのところが皆さんにとってどういう判断になるかな、というところかと思います。ご質問のお答えとしては高森町民が通われてはいますが、人数は分からず。純粋な農家ではありませんが、ご家族で畑地を耕作されている方がいることは承知をしております。

（1 番挙手）

議 長 はい。どうぞ。

1 番 はい。答える立場ではありませんが、常識として判断して、国の運用通知『「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化を図ることにより地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない』とある。事務局長は先ほど、地域全体の活性化を強調して、特定の個人の住宅の所を省いていますけれど、生活環境を改善するだけではなくて、当然生活環境を改善するんですよ。その上で地域の生活、活性化があつて農業の振興を図る、その時に一人が利用してこの（通知の）言葉に当てはまるとは到底法律解釈としては成り立たないと思います。そのように私は考えます。また、「特定の個人の住宅等…」(については)、これは特定の人を使うものは駄目だ、ということなんです。ですからここはパブリックなものでなければいけないんです。ですので、10番の意見には同調できません。

10 番 農業従事者は15人と書いてありますが。

1 番 ですがこれは、地域の「農業従事者の生活環境の改善をするだけではなく」ということは、改善するんですよ。では、上市田の地域の農業従事者の全然生活環境の改善は無くていい、ということですか？逆説的に言えば。そういうことも含めて地域全体なんですよ。

うまい言葉だけ捉えて農業委員会で説明するのはやめていただきたい。特に今回だって、毎回1種の除外の時には資料がついているのに、今回添付されていないんですよ。活性化委員会の時も資料は配られず、口頭で今のような説明だけなんです。ですから13番が言われたように、当然きちんとした法的根拠を明示してもらわなくちゃ農業委員会だって困りますよ、ということです。ですので、特に異議が無ければ、13番からも言っていたように、今回何の資料もついていませんし、きちんと整理をして都道府県機構なりに確認をしたうえでちゃんとした提案をしていただく、と。それともこのまま町長に放り投げて町長に判断していただくか。

事務局長 本日、資料が十分に添付されていない、ということでご指摘をいただいています。その点につきましては大変申し訳ないと思います。事務局の方で準備が不足していたということでございます。ただ、お汲み取りいただきたいのは、決して恣意的にこの説明を省くために添付を怠った、省いた、ということではございません。そのところだけはお汲み取りいただきたいと思います。事務局の体制も不具合が生じているところで、委員の皆様にご照会いただきながらご返答できていない件が多々あると聞いております。そんな面も含めましてお詫びを申し上げますが、繰り返しになりますけれどもこれが為の説明をどうかするために添付を怠った、省いたわけではありませんので、そこだけご理解いただけれ

ばと思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい。ただいま事務局より添付資料は足りないということですが、質問ありましたら続けてお願いします。

(今回は保留して) もう一度、という意見もありましたが、(それについて) 決をとる方向でもっていてもよろしいですか？

1 番 13番が言ってくくださったように、また私の提案の通り、町に差し戻しということでもいいかどうか、ということですね？

議 長 はい。ご意見ありましたら。

1 番 出してしまうという方法もありますよ。ただそれは乱暴かな、と思いますので。

議 長 ご意見ございませんか？
決をとってよろしいですかね？

事務局長 先ほど「都道府県ネットワーク（機構）」に照会を送る意見もございましたが、定例で行われるのは次が4月とお聞きしています。一つはまずそこに照会させていただいて例示と言いますか、ご意見をいただいてもということもあるかと思えます。本日結論は出ませんが、次回に向けてそのようにさせていただければと思います。

議 長 今説明ありました、(都道府県) ネットワークへの問い合わせは次回4月、来月ですので、次の総会に間に合いますか？

事務局長 例月10…、月の前半に日程されていまして、中旬に回答が来る形です。

議 長 では、その様子を見てからの判断にしていてよろしいでしょうか？それとももうここで皆さんの意見でたところで決をとってそれこそ町長に判断を委ねるという方法もありますが。

(都道府県) ネットワークの意向を聞いてから来月の総会の折に再度予定していただくということにするか、それかまあ、こういったケースはそれなりの結論が出ていると思うのですが、問い合わせしても、「地域全体のことを考えて」ということからすると農業従事者の数字は関係ないということですので、それを踏まえれば、これで決をとってもいいという気もしますが、皆さん、どうですか？

4 番 今、(都道府県) ネットワークを使って、ということなので、しっかりと聞いて

もらって、不足な点を完全にしてもらってみんなが納得した状態で決をとった方がいいのではないのでしょうか？

議 長 他の皆さんいかがですか？

3 番 (今の状態では) 正直手が挙げられない。

議 長 事務局長、それでは(都道府県)ネットワークに確認をとっていただくこと、例外規定や資料も来月添付していただいて再度用意していただくことにしたいと思います。

そういうことでよろしくをお願いします。

1 番 補足をお願いします。会長の説明、また先ほどの 10 番も誤解されていて、集会所の話だけ仰ってますが、3 条 1 項には 1 号から 4 号まであるわけですが、本文の中に括弧書きとして、他に目的が達せられれば駄目、と。それが(お配りした資料の) 3 番に載っている、近くに第 2 種農地やそれ以外の農地があれば駄目だ、とあります。ですからいくら 3 号で認められても駄目なんです。集会所も 4 号で認められても駄目なんです。本文の括弧書きも含めて理解する。つまり近くに 1 種ではなく 2 種の農地がある、ましてそこは耕作放棄になって上市田の区で蕎麦を作って管理してあげている、東京在住の方の土地です。親子がそろって町にお願いにも来ている、そんな活用できる農地がたっぷりあるんです。つまり、うちむら肉店を下りてきてフルーツラインから下って役場方面に行く右手の 4 枚くらいはその(東京の)方の土地です。そんな近く、斜向かいにあるんです。一応、そういうことです。

議 長 はい。この件につきましては、そういうわけで来月の総会の折に調整させていただきます。よろしくをお願いします。

続きまして、議案第 43 号、経営基盤法第 18 条の農地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。すみません、今の件で添付資料について把握してませんでした。誠に申し訳ありませんでした。今更ではありますが、(タブレットの) 農業委員会のフォルダーの中に、先ほど 1 番がお示しいただいている「農地調整ハンドブック」のデータを入れさせていただいております。もし不許可の例外等のお話があればそこで、と思ったのですが、ハンドブック全部ですので、その中からこの部分を探してもらうというのは難しいですが、(ハンドブックの) 4-13 の所に先ほどの「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」、また例示の所がありますので、参考程度にご確認いただけたらと思います。その他の添付資料につきましてはまた来月ご用意させていただきます。

では、経営基盤法大 18 条農地利用集積計画についてご確認いただけたらと思います。議案 7 番までが新規で相對の契約となっておりまして、8 番から 13 番までが中間管理事業での集積配分計画となっています。14 番、15 番につきましては再設定となっています。農地中間管理事業の件につきましては農業委員の中に該当される方がいますので、審議の際、よろしくお願ひします。

議 長 はい。ご質問ありましたらお願ひします。
無ければ決をとります。

まず議案番号 9 番と 11 番と 13 番を除いた決をとります。
可とされる方、挙手をお願ひします。

全員一致で可とします。
ありがとうございました。

残りの案件は 6 番委員は当事者になりますので席を外していただくようお願いいたします。

6 番 はい。(退席)

議 長 では、議案番号 9 番・11 番・13 番につきまして可とされる方、挙手をお願ひします。

はい、ありがとうございました。
全員一致で可とします。
(6 番 入室)

以上で今月の審議事項を終わります。

時に午前 10 時 28 分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員
高森町農業委員 6 番 小川 健二
議事録署名委員
高森町農業委員 7 番 原 寿彦